

アスベスト対策に関する取組一覧（※市以外の国、企業、団体等の取組も可能な範囲で取り上げ記載）

令和8年6月18日
尼崎市アスベスト対策会議
別紙2

	取組の方向性	概 要
1	新たなばく露を生じさせない取組み	アスベストの新たな利用については全面禁止されているものの、過去に利用されたアスベスト製品によるばく露の可能性が残されているため、「新たなばく露を生じさせない取組み」として解体時等の飛散防止、使用施設におけるアスベスト含有建材の適切な管理、廃棄物の適正処理などの取組みが重要である。

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績（年度 市以外は斜線）			課題及び今後の取組等（基本的に市が実施主体である取組のみ記載）
						R 7	R 6	R 5	
1	アスベスト含有建材を含む建物の解体工事等に係る届出に関する事	市	環境保全課	-	アスベストを使用する建築物その他の工作物の解体・改修などを行う場合、法令等に基づく届出が必要であるため、その届出の受理及び現場への立入りをを行っている。 一方、見落としによる飛散を防ぐため、アスベスト含有建材がないと申告された解体等の現場についても同様に立入りをを行い、飛散事故の未然防止に努めている。	届出件数 365件 立入件数 728件	届出件数 313件 立入件数 711件	届出件数 350件 立入件数 630件	今後、アスベスト含有建材を含んだ建築物等の解体が増えていくと予想されている中で、市民の協力もいただきながら解体現場への立ち入り指導の取り組みを継続する。
2	建物の解体工事等に係る届出に関する事	厚生労働省	尼崎労働基準監督署	-	建築物等の解体、改造、補修工事を行う場合には、その事業者は、労働者の石綿ばく露を防ぐために、石綿障害予防規則に基づく事前調査によりアスベスト含有建材の有無を確認し、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する必要がある。また、規則に定める石綿ばく露を防ぐために様々な措置を取るよう指導している。				-
3	産業廃棄物（廃石綿等）の適正処理に関する事	市	産業廃棄物対策担当	-	事業者は、石綿等の除去工事を開始する場合には、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があることから、廃棄物処理法の報告徴収規定に基づき、報告書を提出させている。 また除去工事後は、排出された廃石綿等について、埋立処分等の適正処理を行っているかどうかについて報告書に管理票と写真等を添付させ、廃棄物の流れを確認している。	届出件数 72件	届出件数 69件	届出件数 59件	今後とも、廃石綿等の適正処理について引き続き指導監督していく。
4	建設リサイクル法の届出に関する事	市	建築指導課	-	建設リサイクル法の規定により、一定規模以上の建設工事については、再資源化が義務づけられ届出をすることとなっており、そのうち、解体工事については、アスベスト含有建材の有無等を記載させることにより、アスベスト調査等の意識付けを図っている。	建築物解体工事の届出件数 612件	建築物解体工事の届出件数 572件	建築物解体工事の届出件数 553件	継続実施
5	建設リサイクル法に関するパトロールの実施	市	建築指導課	-	建設リサイクル法に基づく分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保を目的に、全国一斉に毎年2回（6月、10月）、尼崎労働基準監督署と市（当課と環境部局）が合同で現地パトロールを行うことにより、現地のアスベスト対策等を確認している。	2回	2回	2回	継続実施
6	民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業に関する事	市	建築指導課	-	解体予定がなく継続使用する民間建築物について、吹付け建材のアスベスト含有の有無及び含有量の調査費用、及び露出吹付けアスベストの除去等費用の補助事業を実施している。 なお、毎年下記の県政要望を実施 ①アスベスト除去等補助を現在、国と市の補助で行っているが、県も同様の補助を行うこと。 ②国に対して補助制度の拡充の働き掛けを行うこと。	1件 （調査1件）	0件	2件 （調査1件、除去1件）	継続実施

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績(年度 市以外は斜線)			課題及び今後の取組等（基本的に市 が実施主体である取組のみ記載）
						R 7	R 6	R 5	
7	民間建築物吹付けアスベスト 調査台帳の情報共有	市	建築指導課	-	災害発生時に建築物等の倒壊・損壊に伴い、吹付けアスベスト 等が飛散するおそれがあり、応急対応を速やかに実施するのに必 要な情報を共有するため、環境部局、危機管理安全部局、消防部 局と民間建築物吹付けアスベスト調査台帳の情報を共有してい る。	○	○	○	継続実施
8	公共施設に係るアスベスト含 有建材の管理	市	各施設管理 者	-	平成27年12月にアスベスト対策会議幹事会で作成した「尼崎市 公共施設に係るアスベスト含有建材の管理の手引き」を参考とし た、公共施設におけるアスベスト含有建材の損傷や劣化によるア スベストの飛散を防ぐための適切な管理を継続的に実施する。 法改正等に伴い、平成28年度は大気汚染防止法に基づく届出義務 者の変更等について、令和4年3月には、同法に事前調査方法が 明記されたこと等に係る手引きの改訂を行い、改めて周知を行っ た。	○	○	○	継続実施
9	市営住宅改修等におけるアス ベストの飛散防止に関するこ と	市	住宅整備担 当	-	市営住宅の外壁等改修工事など飛散防止対策が必要な工事につ いては、アスベスト含有調査を事前に行い、含有が確認された場 合には入居者を対象に実施する工事説明会等にて含有状況と飛散 防止対策を説明した上で、アスベスト飛散防止を含む改修等の工 事を行う。 令和5年度：4件 （友行坪井住宅2号棟外壁等改修工事、上食満 住宅3号棟外壁等改修工事、南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事、 戸ノ内浜西改良住宅7号棟・上食満住宅3号棟昇降機設置工事） 令和6年度：3件 （西昆陽ヨウダ住宅外壁等改修工事、南武庫 之荘改良住宅昇降機設置工事、戸ノ内浜西改良住宅7号棟・上食満 住宅3号棟昇降機設置工事） 令和7年度：2件 （長洲住宅3・5号棟外壁等改修工事、南武庫 之荘改良住宅11号棟外壁等改修工事）	○	○	○	平成30年度からの新規事業 継続実施
10	アスベスト一般環境濃度の測 定	市	環境保全課	-	平成17年度から、市内4か所にてアスベスト一般環境濃度の測 定を定期的に実施しており、大気中のアスベストの濃度変化を継 続的に把握している。目安となる基準は、大気汚染防止法に係る 石綿製品工場の敷地境界基準10本/ℓとなる。	不検出～ 0.07本/ℓ	不検出～ 0.13本/ℓ	不検出～ 0.09本/ℓ	継続実施
11	災害時のばく露防止	市	危機管理安 全局企画管 理課	-	尼崎市地域防災計画に基づき、各局が実施する、環境整備活 動での損壊した建築物の解体撤去工事における環境保全対策の指導 や、住宅対策活動での被災建築物に対する応急措置や復旧に関す る指導・相談を通じて、石綿の飛散防止を図る取組や市民への広 報を各関係課が連携して行う。	○	○	○	災害時に備えた尼崎市地域防災計画 等の継続的な見直し

	取組の方向性	概 要
2	アスベスト健康被害者への補償・救済等への支援	国等が行うアスベスト健康被害者の方への補償・救済等

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績(年度 市以外は斜線)			課題及び今後の取組等（基本的に市 が実施主体である取組のみ記載）
						R 7	R 6	R 5	
1	労災補償（労働者災害補償保険制度）等に関する事	厚生労働省	尼崎労働基準監督署等	厚生労働省	「従事していた職業が原因による健康被害の場合の補償」医療費、休業補償、傷病補償、障害補償、遺族補償、葬祭料、介護補償等の給付あり。				—
2	石綿救済法（石綿による健康被害の救済に関する法律）に関する事	独立行政法人 環境再生保全機構（環境省）	（申請受付のみ）疾病対策課で実施	独立行政法人 環境再生保全機構（環境省）	石綿健康被害救済法に基づく申請に関する相談及び受付を行っている。 （参考）石綿健康被害救済法に基づく救済制度「労災補償等の対象とならない方に対するの救済給付の支給」 医療費（自己負担分）、療養手当（月10万3,870円）、葬祭料（19万9,000円）等 ※いずれも、独立行政法人環境再生保全機構が認定後支給	来所相談 17件、 申請受付 16件	来所相談 25件、 申請受付 18件	来所相談 30件、 申請受付 12件	申請受付等の継続実施
3	クボタによる「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対する救済金」に関する事	クボタ	—	—	クボタ旧神崎工場の近隣にお住まいである方へのクボタ独自の救済金（詳細はクボタの関連ホームページ (https://www.kubota.co.jp/new/2006/s4-17.html) を参照)				—

	取組の方向性	概 要
3	アスベストばく露の可能性のある方への健康管理等	アスベストばく露の可能性がある方に対し、健康被害に至る前段階において、「健康不安の解消」に努めるとともに可能な限り「早期発見・早期治療」につなぐことを目指す。また、環境省が実施する石綿読影の精度に係る調査に取り組むことで、恒久的な健康管理制度の構築につなげる。

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績（年度 市以外は斜線）			課題及び今後の取組等（基本的に市が実施主体である取組のみ記載）
						R 7	R 6	R 5	
1	（労災）石綿に関する健康管理手帳、健康診断に関すること	厚生労働省	兵庫労働局健康課	厚生労働省	石綿業務に従事するなどしていた場合、離職の際等に申請すると一定の要件のもとに健康管理手帳が交付される場合がある（定められた項目による健康診断を年2回～1回無料で受けることができる。				－
2	石綿読影の精度に係る調査に関すること（環境省委託）	市	疾病対策課	環境省	環境省からの受託事業を実施 1 肺がん検診（胸部健診）で胸部X線検査 2 保健師による石綿についての問診・保健指導 3 石綿関連疾患を念頭においた読影を実施 4 要精検者に胸部CT検査を実施 ※なお、市内から転居された方については、環境省による有所見者調査として利用が可能（環境省から直接案内）	受診者数 417人	受診者数 426人	受診者数 398人	一般環境経由のアスベストばく露者に対する恒久的な健康管理制度の創設が必要で、その制度は対象者及び自治体に財政負担のない制度が必要。 専門性を高めた相談窓口体制の構築と継続的な読影体制の構築に向けた取り組みが必要。
3	石綿ばく露リスク調査に係る胸部CT検査費用助成の実施	市	疾病対策課	－	令和2年度から国からの委託事業として実施している石綿読影の精度に係る調査事業の新規受診者、または、これまで当事業に参加された方で胸部CT検査の画像データを保健所で管理していない方を対象に石綿ばく露関連疾患の早期発見、健康に係る不安解消や健康管理の向上のため、一次読影において胸部CT検査不要と判断された方が、胸部CT検査を希望し受診した場合にその費用を助成する。	助成件数 32件	助成件数 31件	助成件数 36件	
4	石綿に関する健康相談の実施（調査事業によらないもの）	市	疾病対策課	－	環境省委託の調査事業（上記3－2、3－3）によらない一般の石綿関連の健康相談及び相談員のスキルアップ研修などの実施	相談 63件	相談 39件	相談 59件	継続実施
5	市職員等に対する石綿健康診断の実施	市	給与課、教育委員会、公営企業局	－	現在の職務、過去の職務歴等及び震災時等で石綿の間接曝露の可能性のある職員を対象に、定期健康診断に併せて石綿健康診断の実施	353人	371人	－	継続実施

	取組の方向性	概 要
4	啓発、次世代への伝承	クボタショックから21年が経過する中で、問題を風化させることなく次世代への伝承を含め継続的な啓発が必要

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績(年度 市以外は斜線)			課題及び今後の取組等（基本的に市 が実施主体である取組のみ記載）
						R 7	R 6	R 5	
1	市ホームページを利用した広報・啓発等	市	疾病対策課 (取りまとめ)	-	市ホームページによるアスベスト関連施策全般についての広報、啓発活動の実施	○	○	○	現行ホームページの充実
2	小中学校におけるアスベスト問題の学習機会の確保	市	教育委員会	-	市内小中学校において、「アスベスト健康被害等」についての学習機会がある。	小 16 中 9	小 22 中 11	小 12 中 14	継続実施
3	アスベスト尼崎集会	その他	患者家族の 会等	-	「アスベスト被害の救済と根絶」を目指し、広く一般の方に周知していただくことを目的とした患者団体等による集会活動				-
4	アスベスト関係講座の実施	市	環境保全課 疾病対策課 等	-	「身近なアスベスト」についての市政出前講座などを活用し、アスベストについての知識を市民の中へ広めていく。 (令和4年1月 阪神医生協きらめきセンターにて出前講座を実施) (令和6年1月 市内事業所にて出前講座を実施(参加者40人))	-	-	R6.1.26	継続実施
5	医系実習生(保健所での実習生)に対するアスベスト関連の説明	市	疾病対策課	-	保健所に実習に来る医系学生に対し、アスベストについての説明や健康被害について講義を行うことで、理解を深めてもらう一助とする。	6	7	6	継続実施
6	市職員等に対するアスベスト関連研修の実施	市	人材育成担当 疾病対策課	-	平成30年度から新規採用職員を対象に、疾病対策課職員が講師となり、アスベストの特徴や人体への影響などの基礎知識をはじめ、アスベスト対策の経緯や本市の取組などの研修を実施。	R7.4.3	R6.4.3	R5.4.12	継続実施
7	アスベスト写真展	市	疾病対策課	-	患者会の協力のもと市内の生涯学習プラザにて写真展を実施する	6地区12生涯学習プラザ・保健所にて実施	6地区12生涯学習プラザ・保健所にて実施	6地区12生涯学習プラザにて実施	令和4年から実施

	取組の方向性	概 要
5	関係機関への働きかけやネットワークづくり	アスベスト問題はハード部門・ソフト部門など様々な部署が関係することから情報の共有化、庁内ネットワーク化を継続する。さらにこれまで以上に関係自治体間のネットワーク化による連携等を進める中で、国等の関係機関への働きかけや事業実施の円滑化を目指す。

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績(年度 市以外は斜線)			課題及び今後の取組等（基本的に市 が実施主体である取組のみ記載）
						R 7	R 6	R 5	
1	国等への働きかけ	市	疾病対策課 ほか	-	関係市による共同要望あるいは本市独自で国への要望を実施 H28. 6月 本市単独で「石綿による健康被害救済制度等の更なる充実について」の緊急要望を実施 H28. 8月 近畿都市国民健康保険者協議会による「石綿健康被害に係る医療費の全額負担について」の要望を実施 H29. 3月 尼崎市を含む5市共同による「石綿ばく露者の健康管理について」の要望を実施 平成29年度市長会要望（春・秋）及び近畿都市国民健康保険者協議会第71回総会に「石綿健康被害に係る医療費の全額負担について」の要望案を提出（ただし、要望には至っていない。） H30. 3月 新たにさいたま市も参画し、尼崎市を含む6市合同による「石綿ばく露者の健康管理について」の要望を実施） H31. 3月 大阪市などとも連携し、尼崎市を含む11市合同による「石綿ばく露の可能性のある者への健康管理制度の構築等についての要望」を実施 R1. 7月 大阪、兵庫の21府県市町合同による「新たな健康管理対策事業の制度設計に当たっての要望」を実施 R1. 11月 本市単独で「恒久的な健康管理制度の構築及び健康被害救済制度のさらなる充実についての要望」を実施 R3. 10月 県政要望 国への要望の際、関係自治体一体の働きかけのため、県によるネットワーク化、連携の強化 R4. 3月 堺市などと連携し、読影精度調査における制度の改正等の要望を実施 R4. 10月 県政要望 国への要望の際、関係自治体一体の働きかけのため、県によるネットワーク化、連携の強化 R4. 10月 本市単独で「石綿による健康被害救済制度等の更なる充実について」の緊急要望を実施 R5. 10月 県政要望 国への要望の際、恒久的な健康管理制度の構築、救済制度の充実 R6. 8月 本市単独で「石綿ばく露者に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び石綿による健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望」を実施 R6. 10月 県政要望 国への要望の際、恒久的な健康管理制度の構築、救済制度の充実 R7. 10月 県政要望 国への要望の際、恒久的な健康管理制度の構築、救済制度の充実、アスベスト問題を風化させない取組 R7. 12月 本市単独で「石綿ばく露に対する恒久的な健康管理制度の構築、石綿読影の精度に係る調査計画書の見直し及び健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望」を実施	本市単独にて「石綿ばく露に対する恒久的な健康管理制度の構築、石綿読影の精度に係る調査計画書の見直し及び健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望」	本市単独にて「石綿ばく露者に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び石綿による健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望」	-	読影精度調査参加自治体との情報交換と連携救済法の将来的改正を見据えて、さらなる充実を要望
2	市アスベスト対策会議	市	疾病対策課 ほか	-	アスベスト問題に関する市行政内の情報の共有、庁内ネットワーク	開催回数 1回	開催回数 1回	-	継続実施
3	アスベスト対策関連自治体のネットワーク	市	疾病対策課	-	アスベスト健康被害を抱える自治体のネットワーク化を目指すべく平成28年度からの新たな取組 （兵庫県と連携を図り、県内試行調査実施自治体（兵庫県、西宮市、芦屋市、加古川市、神戸市及び本市、新たに宝塚市が参画）で連絡会議を設置） （H29. 4月に堺市と環境、建築、健康部門における意見交換の実施） （H30. 1月にさいたま市と健康部門における意見交換の実施）	-	-	-	継続実施

	取組の方向性	概 要
6	調査研究	環境省が実施する石綿読影の精度に係る調査に取り組むことで、恒久的な健康管理制度の構築につなげる（再掲）。また、石綿による健康影響（中皮腫）の実態を明らかにするため、継続して状況調査を行う。

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績（年度 市以外は斜線）			課題及び今後の取組等（基本的に市が実施主体である取組のみ記載）
						R 7	R 6	R 5	
1	（再掲）石綿読影の精度に係る調査に関すること（環境省委託）	市	疾病対策課	環境省	上記３－２と同じ	受診者数 417人	受診者数 426人	受診者数 398人	
2	石綿による健康影響（中皮腫）に係る調査（3年に1回）	市	疾病対策課	-	死亡届の死亡原因の欄に「中皮腫」の記載がある方の遺族を対象として、居住歴、職業歴、通学・通勤歴などを聴き取り一般環境経由のアスベストばく露による被害の実態把握の一助としている調査	対象者の抽出と調査を実施	対象者の取りまとめ	調査に向けた対象者の抽出	本年度は、調査と取りまとめを実施
3	尼崎市における石綿（アスベスト）による健康影響（中皮腫）に係るコホート内症例対照研究	大阪大学	大阪大学石綿健康影響研究班	-	大阪大学による疫学調査。中皮腫死亡小票調査結果とその対照（中皮腫死亡者と同性、同年齢）を抽出し居住歴に基づいて環境経由の石綿ばく露状況を比較し、中皮腫の起こりやすさを推定する研究				
4	尼崎市における石綿（アスベスト）による健康影響（中皮腫）に係るコホート内症例対照研究に関するセミナーの実施	市	大阪大学石綿健康影響研究班	-	令和5年7月に大阪大学大学院医学系研究科祖父江教授を代表とする「アスベストに関する疫学調査」研究成果が論文として公表されたことを受け、論文内容を広く市民に周知し、アスベスト被害に対する理解を深めてもらうため令和6年3月16日開催			参加者数 108人	